

長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金実施要綱

（設置）

第1条 長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱別表の産業技術課関係補助金のうち、長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金の実施に関わる事項について、本実施要綱を設置する。

（趣旨）

第2条 県は、この要綱において、環境・新エネルギー及び医療福祉関連製品（関連する情報・電子関連製品を含む。）の販路開拓を支援するため、予算の定めるところにより、長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）「トライアル導入」とは、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の認定を受けた県内中小企業で、かつ環境・新エネルギー又は医療福祉関連製品（関連する情報・電子関連製品を含む。）を製造する者が、当該認定製品を対象として、当該認定製品を導入予定の企業と共同して試験的に使用する取り組みとする。
- （2）「補助事業」とは、トライアル導入、トライアル導入の前提となる契約書等の締結、及び製品の評価など、当補助金の趣旨を達成するために実施される事業とする。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、地方自治法施行規則第12条の3の2の認定を受けた者で、かつ環境・新エネルギー又は医療福祉関連製品（関連する情報・電子関連製品を含む。）を製造する者とする。

（補助の対象経費等）

第5条 補助対象者が行う補助事業に要する経費のうち、補助金の交付の対象として県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 自然災害または大規模事故等の発生により、大きな被害を受けた被災地において、その地域の復興を支援するため製品のトライアル導入を行う場合の補助率については、被災地に製品を無償提供する場合に限り、別表1の定めによらず10分の10以内とする。
- 3 トライアル導入の対象となる期間は、製品の設置の日から6ヶ月以内とする。

（補助金額の算出方法）

第6条 補助金額は、別表1に掲げる補助対象経費に、補助率を乗じた額とする。

2 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）事業計画書（第2号様式）

（2）補助対象経費明細書（第3号様式）

（3）トライアル導入申込書（第4号様式、第5条第1項を適用する場合）

（4）被災地へのトライアル導入計画書（第5号様式、第5条第2項を適用する場合。なお、第5条第2項を適用しない場合であってもトライアル導入先が被災地である場合は、本計画書をもってトライアル導入申込書（第4号様式）の提出にかえる代えることができるものとする。）

（5）地方自治法施行規則第12条の3の2に係る新事業分野の開拓を図る者についての認定通知書の写し（申請中のものについては認定申請書の写し）

（6）法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

（7）県税の未納が無い証明書

（8）その他知事が必要と認める書類

2 提出期限は別に定める期日までとする。

（交付の決定等）

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日までとする。

（遂行状況報告）

第10条 知事は、必要に応じて、補助事業遂行状況報告書（第7号様式）の提出を求めることができる。

(計画変更の申請及び承認)

第 11 条 第 8 条第 2 項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する時は、遅滞なく補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（第 8 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助に係る事業の内容を変更するとき。

（２）補助に係る事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の規定による申請書が提出された場合、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その変更（取消）内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付変更（取消）通知書（第 9 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

3 補助に係る事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合若しくは完了しない場合、又は、事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(製品評価)

第 12 条 補助事業者は、トライアル導入を行った者からトライアル導入期間が終了する日までに、製品評価報告書（第 10 号様式）の提出を求めるものとする。

2 第 5 条第 2 項を適用する場合においては、前項の規定によらず、補助事業者はトライアル導入期間が終了した日の翌日から起算して 30 日以内に、事業結果報告書（第 12 号様式）により製品の利用状況等について知事に報告するものとする。なお、第 5 条第 2 項を適用しない場合にあっても、トライアル導入先が被災地である場合は同様の取扱いができるものとする。

(実績報告)

第 13 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第 11 号様式）に次に掲げる書類を添え、補助事業の完了した日（当該補助事業に係る補助事業者の補助対象経費全額の支払い完了及びトライアル導入の終了をもって補助事業の完了とし、第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（１）事業結果報告書（第 12 号様式）

（２）補助対象経費支出明細書（第 13 号様式）

（３）製品評価報告書（写）（第 10 号様式、第 5 条第 1 項を適用する場合）

（４）その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第 11 条の規定に基づく承認をしたときには、その内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補

助金交付額確定通知書（第 1 4 号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

（帳簿の整備等）

第 1 5 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを補助事業の完了の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

2 前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（補助金の交付）

第 1 6 条 第 1 4 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第 1 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限等）

第 1 7 条 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳（第 1 6 号様式）を作成、保管し、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第 2 0 条ただし書きの別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号。）に定める耐用年数の期間のとおりとする。

3 規則第 2 0 条第 2 号の別に定めるものは、取得財産等のうち 1 件当たりの取得価格又は公用の増加価格が、5 0 万円以上の機械及び器具とする。

4 補助事業者は、取得財産等のうち 1 件当たりの取得価格が 5 0 万円以上で、かつ第 2 項の規定により定められた期間内において処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。以下同じ。）を制限されたものを処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第 1 7 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、前項の規定による申請書が提出された場合、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、その内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を財産処分承認通知書（第 1 8 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

6 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

7 前項の納付については、当該命令のなされた日から 3 0 日以内を期限とし、期限内に納付がない場合、補助事業者は、未納に係る期間に応じて年利 1 0 . 9 5 % の割合で計算した延滞金を知事に納付しなければならない。

（成果の報告等）

第 1 8 条 補助事業者は、補助事業の完了した年度の翌年度から 2 年間は、活動結果報告書（第 1 9 号様式）を作成し、知事に報告しなければならない。

2 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、

補助事業者に発表させることができるものとする。

（届出事項）

第 19 条 補助事業者は、所在地又は名称を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この実施要綱は、平成 23 年度の予算に係る補助事業から適用する。

別表 1（第 5 条関係）補助対象経費、補助率、補助限度額

補助対象経費		補助率及び補助限度額
経費区分	経費の項目	
トライアル導入対象製品の運搬及び設置に係る経費	運搬費、建造・改良・据付・修繕に要する経費	補助限度額： 6 5 0 千円 補助率： 補助対象経費の 2 / 3 以内 （第 5 条第 2 項を適用する場合 にあつては 1 0 / 1 0 以内。）
旅費	トライアル導入対象製品の運搬・設置に係る従業員の派遣等	
庁費	通信運搬費、借料又は損料、保険料（トライアル導入期間における製品の保証に関するもの）	

（注）補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

長崎県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名 印

平成 年度長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. トライアル導入を行う製品名

2. 事業の着手及び完了の予定期日

（1）事業の着手予定期日 平成 年 月 日

（2）事業の完了予定期日 平成 年 月 日

3. 交付申請額

円

（添付書類）

- （1）事業計画書（第 2 号様式）
- （2）補助対象経費明細書（第 3 号様式）
- （3）トライアル導入申込書（第 4 号様式 第 5 条第 1 項を適用する場合）
- （4）トライアル導入計画書（第 5 号様式 第 5 条第 2 項を適用する場合。なお、第 5 条第 2 項を適用しない場合にあってもトライアル導入先が被災地である場合は、本計画書をもってトライアル導入申込書（第 4 号様式）の提出に代えることができる。）
- （5）地方自治法施行規則第 12 条の 3 の 2 に係る新事業分野の開拓を図る者についての認定通知書の写し（申請中のものについては認定申請書の写し）
- （6）法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- （7）県税の未納が無い証明書
- （8）その他知事が必要と認める書類

事業計画書

事業者名（ ）

1. トライアル導入する新製品の概要

（1）名称：

（2）対象分野（いずれか対象とするものに○印をつける。）

〔 環境・新エネルギー分野 医療・福祉分野 〕

（3）型式・品番等：

（4）定価（税抜）： 円

（5）仕様及び機能等：

（6）その他（オプション等）：

2. 導入事業所

（1）事業所名：

（2）所在地：

（3）連絡先：担当者名 電話 FAX

（4）導入場所：

（5）導入数量：

補助対象経費明細書

経費区分	経費の項目	単価（税抜 価格、円）	数量	金額（税抜 価格、円）	説明・積算内訳
トライアル導入対象製品の運搬及び設置に係る経費（運搬費、建造・改良・据付・修繕に要する経費）					
旅費（トライアル対象製品の運搬・設置に係る従業員の派遣等）					
庁費（通信運搬費、借料又は損料、保険料（トライアル導入期間における製品の保証に関するもの））					
合計（税抜、円）					
交付申請額（円）					

平成 年 月 日

トライアル導入申込書

[補助金の申請者]

様

[製品のトライアル導入者]

住所

名称

代表者名

印

下記のとおりトライアル導入を申し込みます。

記

1 製品の品名、規格、単価、数量、金額

品名	規格	単価(円)	数量	金額(円)
小計				
消費税及び地方消費税				
合計				
(附帯条件)				

2 設置場所 (住所：)

3 設置期限 平成 年 月 日

4 トライアル導入期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
(製品を設置した日から 6 ヶ月以内。)

5 トライアル導入結果の報告

トライアル導入期間終了日までに、トライアル導入した製品の評価を行い報告します。
なお、トライアル導入期間を経過後、製品の導入を継続する場合は、製品代金について別途契約のうえ支払います。

長崎県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名

記

- 1 製品の導入先の名称、住所等
- 2 被災状況
- 3 製品の無償提供（ 行う ・ 行わない ）
- 4 製品を導入することによる被災地支援となる効果
- 5 製品の品名、規格、単価、数量、金額

品名	規格	単価(円)	数量	金額(円)
小計				
消費税及び地方消費税				
合計				
(附帯条件)				

- ## 7 トライアル導入結果の報告

トライアル導入期間終了後、30日以内に、トライアル導入した製品の利用状況等について報告します。

平成 年度長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金交付決定通知書

住所
名称
代表者名

平成 年 月 日付けで申請のあった長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 5 条の規定により、次のとおり交付することを決定したので同規則第 7 条の規定により通知する。

平成 年 月 日

長崎県知事

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付で交付申請のあった平成 年度長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
交付決定額	金	円
- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費（税抜）に対応する実支出額を基に算出した額又は交付決定額のうちいずれか低い額とする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成 19 年長崎県告示第 299 号）及び長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金実施要綱で定めるところに従わなければならない。
- 5 この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（以下、追加すべき条件がある場合は追記する。）

申請者
住所
名称
代表者名

平成 年 月 日付け長崎県指令 産技第 号で交付の決定の通知があった長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

	変更前	変更後
トライアル導入する製品の名称		
補助対象経費		
交付申請（決定）額		

2. 変更（中止・廃止）の理由

長崎県指令 産技第 号

平成 年度長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金交付変更（取消）通知書

住所

名称

代表者名

平成 年 月 日付けで申請のあった長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金交付変更（中止・廃止）については、下記のとおりこれを承認し、交付決定を変更（取消）したので長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金実施要綱第 11 条第 2 項の規定より通知する。

平成 年 月 日

長崎県知事

記

1. 補助金の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付けで申請のあった長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。

2. 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

変更前の補助事業に要する経費	金	円
変更後の補助事業に要する経費	金	円
変更前の補助金の額	金	円
変更後の補助金の額	金	円

（以下、追加すべき条件がある場合は追記する。）

第 10 号様式（第 12 条関係）

[補助事業者]

様

[製品のトライアル導入者]

印

長崎県民間企業等トライアル導入支援事業 製品評価報告書

製品名：

使用場所：

1. 評価表

評価項目（評価の視点）	評 価	評価記号
1 性能等について ① 製品規格（仕様書）どおりの性能が得られているか。 ② 処理能力は十分か。 ③ ランニングコストは予定どおりか。		
2 安全性について ① 製品の使用の際の安全性は確保されているか。 ② 製品の使い勝手はどうか。 ③ 使いにくい箇所、改良すべき点はあるか。		
3 耐久性について ① 耐久性は十分に確保されているか。 ② 耐久性について特に問題がある点があるか。		
4 外観等について ○製品の外観（デザイン）等は満足できるものか。		
5 費用対効果について ○購入価格と比べて満足できる効果が得られているか。		
6 有用性（期待した効果）について ○どのような使用方法で、どのような効果（成果）が得られたか。		
7 製品の改善点等について ○今後、製品を販売していくうえで改善した方が良い点など。		
8 その他総合的な意見		

※上記表の評価記号欄に○△×で評価結果を記入する。

2. トライアル導入期間終了後の製品の利用希望（ 希望する 希望しない ）
（ 希望しない場合の理由 ）

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

番 号
年月日

長崎県知事 様

住所

名称

代表者名

印

平成 年度長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け長崎県指令 産技第 号で交付の決定の通知があった長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金の事業実績について、長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金実施要綱第 1 3 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

（添付書類）

- （１）事業結果報告書（第 1 2 号様式）
- （２）補助対象経費支出明細書（第 1 3 号様式）
- （３）製品評価報告書（写）（第 1 0 号様式、第 5 条第 1 項を適用する場合。なお、被災地に製品をトライアル導入する場合を除く。）
- （４）その他知事が必要と認める書類

事業結果報告書

事業者名（ ）

1. トライアル導入した製品の概要

（1）名称：

（2）対象分野（いずれか対象とするものに○印をつける。）

〔 環境・新エネルギー分野 医療・福祉分野 〕

（3）型式・品番等：

（4）定価（税抜）： 円

（5）仕様及び機能等：

（6）その他（オプション等）：

2. 導入事業所

（1）事業所名：

（2）所在地：

（3）連絡先：担当者名 電話 FAX

（4）導入場所：

（5）導入数量：

3. トライアル導入を行った効果等

（製品評価に基づく改良や導入実績による販路拡大等について）

補助対象経費支出明細書

経費区分	経費の項目	単価（税抜 価格、円）	数量	金額（税抜 価格、円）	説明・積算内訳
トライアル対象製品の運搬及び設置に係る経費（運搬費、建造・改良・据付・修繕に要する経費）					
旅費（トライアル対象製品の運搬・設置に係る従業員の派遣等）					
庁費（通信運搬費、借料又は損料、保険料（トライアル導入期間における製品の保証に関するもの））					
合計（税抜）					
交付申請額（円）					

（注）各支出項目の明細について、確認可能な領収書等の写しを添付すること。

第 1 4 号様式（第 1 4 条関係）

長崎県指令 産技第 号

平成 年度長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金交付額確定通知書

住所

名称

代表者名

平成 年 月 日付け長崎県指令 産技第 号で交付決定をした平成 年度長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金については、長崎県補助金等交付規則（昭和 4 0 年長崎県規則第 1 6 号）第 1 4 条の規定により、その額を確定したので通知する。

平成 年 月 日

長崎県知事

記

1. 交付決定額 円

2. 交付確定額 円

第 1 6 号様式（第 1 7 条関係）

取得財産等管理台帳（平成 年度）

（単位：円）

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所	備考

- （注） 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が長崎県民間企業等トリアル導入支援事業補助金実施要綱第 1 7 条に定める財産処分制限価格以上の財産とする。
- 2 数量は、複数件でも、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は、区分して記載すること。
- 3 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。

長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金財産処分承認通知書

住所

名称

代表者名

平成 年 月 日付けで申請のあった長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金財産処分については、下記のとおりこれを承認したので、長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金実施要綱第 17 条第 5 項の規定より通知する。

平成 年 月 日

長崎県知事

記

1. 処分の内容は、平成 年 月 日付けで申請のあった長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金財産処分承認申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。

（以下、追加すべき条件がある場合は追記する。）

住所
名称
代表者名

平成 年 月 日付け長崎県指令 産技第 号をもって長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金の交付決定を受け実施した補助事業について、長崎県民間企業等トライアル導入支援事業補助金実施要綱第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

[illegible]

(1) 事業所名 : _____

(2) 所在地 : _____

(3) 導入数量 : _____

(1) 販売先

(2) 販売数量